

# 令和2年度ドッグラン登録案内

ドッグランのご利用は、**1頭毎に利用者登録**をしてください。  
有効期限があります。**毎年6月30日までに更新**手続きをしてください。  
手続きは、**公園管理事務所窓口**で行います。  
登録・更新に必要な書類は下記をご確認ください。

※登録証は大井ふ頭中央海浜公園「しおさいドッグラン」と辰巳の森海浜公園「たつみの森ドッグラン」で共通利用ができます

狂犬病予防法(第二章第四条及び第二章第五条)により、犬を飼っている方は

- ①飼い犬の登録
- ②狂犬病予防注射の接種
- ③犬鑑札・狂犬病予防注射済票の装着が義務です。

つばさドッグランでは、鑑札と狂犬病予防注射済票の原本があることを確認し、利用登録申込みを受付けております。

必要な書類

新規

更新

## 犬鑑札のコピー(又は現物)



- ◆お住まいの市区町村へ登録し、**当該犬について生涯有効**なものです。
- ◆狂犬病予防法施行規則第六条では、犬鑑札の紛失や損傷の場合、再交付申請が定められています。

## 狂犬病予防注射済票のコピー(又は現物)



- ◆年に一度(狂犬病予防法第五条)、予防注射を接種後、市区町村で手続きをして**注射済票が交付**されます。**獣医師が発行する注射済の書類では利用登録できません。**
- ◆輸入検疫証明書で、お住まいの市区町村で犬鑑札の交付を受ければ、狂犬病予防注射済票の交付も受けられます。
- ◆狂犬病予防法施行規則第十一条では、狂犬病の予防注射の期日は4月1日から6月30日までと定めています。
- ◆狂犬病予防法施行規則第十三条では、狂犬病予防注射済票の紛失や損傷の場合、再交付申請が定められています。

## ドッグラン利用申込書

(ホームページからダウンロード、または、公園管理事務所でお渡ししています)

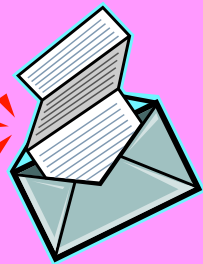
## 前年度の『つばさドッグラン』又は『しおさいドッグラン』の利用登録証

窓口受付時間 : 10時~16時(休場日を除く)

※混雑時はお待ちいただくことがあります。

■ご郵送の場合…必要な書類と切手を貼った返信用封筒を同封し、公園管理事務所までご郵送ください。

\*1頭の登録\*  
94円切手を貼った返信用封筒



\*2頭から5頭の登録\*  
(同じ飼主様に限り) 120円切手を貼った返信用封筒 (A4三つ折程の大きさ)

\*1度に6頭以上登録される場合は、公園管理事務所の窓口で登録致します。恐れ入りますがよろしくお願い致します。



つばさドッグラン

第2駐車場

管理事務所

第1駐車場

つばさ浜

## 東京都立城南島海浜公園

指定管理者 : アメニス海上南部地区グループ

〒143-0002 東京都大田区城南島4-2-2

電話 03-3799-6402 / 9時~16時30分(休場日除く)

<http://seaside-park.jp/jonanjima/tsubasadogrun.html>

大井ふ頭中央海浜公園でも、登録・更新手続きができます。

大井スポーツセンター 電話03-3790-2378